

第134回東京都自然環境保全審議会

速 記 録

平成28年 2 月 1 日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午後 2 時 0 0 分開会)

○及川計画課長 それでは、本日はお忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

会議に先立ちまして資料の確認を事務局よりさせていただきたいと存じます。会議次第にあります議題ごとに確認をさせていただきます。お手元の資料を御確認いただければと思います。

議題 1 でございますが、「明治の森高尾国定公園の事業決定について」に関する資料といたしまして、資料 1－1 から 1－6 までの 6 種類御用意してございます。

ここで誠に恐縮ではございますが、資料 1 関係で資料の差しかがございます。差しかえをする資料は、資料 1－3 と資料 1－6 の 1 ページ及び 16 ページとなります。いずれも事業名、日影沢線の国定公園事業者(予定)に修正がございます。机上に配付をしてございますので、お手数ではございますが、差しかえをお願いしたいと思います。

議題 2 でございますけれども、「新島村字瀬戸山の温泉動力の装置について」に関する資料といたしまして、資料 2－1、2－2 の 2 種類。

議題 3 の「港区高輪の温泉掘削について」に関する資料といたしまして、資料 3－1、3－2 の 2 種類。

議題 4 の「千代田区大手町の温泉動力の装置について」に関する資料といたしまして、資料 4－1、4－2 の 2 種類がございます。

また、参考資料といたしまして、参考資料 1「第 22 期東京都自然環境保全審議会委員名簿」。

参考資料 2 といたしまして、「諮問文(写)」。

議題 2 から 4 に関係する資料といたしまして、参考資料 3－1 から 3－3 まで「温泉に係る地盤沈下防止対策及び適正利用について」など、温泉に関する各種資料として A4 判で 3 枚がございます。

お手元に御確認をいただきまして、不足する資料がございましたら事務局までお知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして会議の定足数について御報告をいたします。現時点の審議会委員及び臨時委員の総数は 38 名でございまして、ただいま現在の出席者数は 29 名となっております。過半数の委員の御出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第 5 条第 1 項によりまして、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、本日の会議の進め方について御説明いたします。本日の議事でございますが、お手

元の会議次第を御覧いただきたいと思います。２の「議事」に書かれているとおり、本日の審議案件は４件ございます。議題１は計画部会、議題２から４は温泉部会での審議案件となっております。その順に進めさせていただきます。

各部会のいずれの案件につきましても、まず事務局から事案の概要について御説明をさせていただきます、その後、各部会長から部会での審議結果について御報告をいただきます。その後、委員の皆様には御審議をいただきたいと思います。と存じます。

なお、審議に当たり発言される場合は挙手をしていただきまして、会長から指名がございましたら係員がマイクをお持ちしますので、届きましたら御発言をいただくようお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

以後の進行につきまして、村山会長、よろしくお願いいたします。

○村山会長 今日、傍聴を希望される方がいらっしゃいます。審議会運営要綱第６によりまして、この会議は公開となっておりますので傍聴を認めたと思います。

では、傍聴者の方には入場いただいてください。

(傍聴者入室)

○村山会長 それでは、議事に入る前に事務局から傍聴者用資料について説明がありますのでお聞き取りください。よろしくお願いいたします。

○及川計画課長 委員の皆様にお配りしている資料には、東京都情報公開条例第７条第３号の非開示情報に該当する部分等がございますので、傍聴者の方には事案の概要が記載されている資料を配付させていただきました。配付資料が異なりますことを御了承いただきたく、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○村山会長 それでは、これより審議に入ります。

本日御審議いただきます案件の諮問文は、参考資料としてお手元に配付してございますので朗読は省略させていただきます。

前回の本審議会の際にもお願いをいたしておりますけれども、本審議会は東京都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査・審議するためというのが設置の目的となっておりますので、皆様方におかれましては本日の審議に当たりまして、自然の保護と回復を図る観点から御審議をいただきますよう御協力のほどよろしくお願いする次第でございます。

それでは、諮問第４２８号「明治の森高尾国定公園の事業決定」について、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○根来自然公園担当課長 環境局自然環境部自然公園担当課長の根来でございます。どうぞ

よろしく願いいたします。それでは、御説明いたします。

本事案は、昨年度、国より明治の森高尾国定公園の計画が変更されたことを受けまして、公園事業の変更など事業決定をするものでございます。国定公園事業の決定につきましては、都知事決定となっております。

事案の詳細を御説明差し上げる前に、東京の自然公園及び明治の森高尾国定公園の概要について御説明差し上げます。資料1-1、「東京都の自然公園指定状況」を御覧ください。

自然公園は、豊かな自然や風景を保護し、そして利用し、かつその自然のバックボーンとなっている生物多様性の確保を目的とした制度でございます。自然公園法という法律を根拠としております。代々木公園や日比谷公園のような都市基盤施設である公園とは異なり、土地の所有を原則とせず、民有地を含む区域を指定しております。

この指定エリアに対し、開発行為などに対する規制を行うことで、自然、風景地を保護するとともに、登山道やトイレといった施設を整備、管理することで人々の利用に供する制度となっております。

図にお示しいたしましたように、東京都では行政面積の約36%に自然公園が指定されております。これは日本では滋賀県に次いで第2位の率であり、都は大変広いエリアを自然公園として確保している状況でございます。

自然公園には国立、国定、都立の3種類がございますが、その内容と配置は図にお示ししたとおりでございます。本日お諮りする明治高尾の森国定公園は図上、左下あたりになりますけれども、紫色でお示したところとなっております。

続きまして、明治の森高尾国定公園について御説明させていただきます。資料1-2を御覧ください。明治の森高尾国定公園の概要を、まず左側にまとめさせていただいております。明治の森高尾国定公園は区域面積770haで、全国でも非常に規模の小さい国定公園となっております。このエリアは都立高尾陣場自然公園の一部だったのですが、昭和42年に国の明治の森百周年記念事業として国定公園にランクアップされたものでございます。指定後、宿舎事業や歩道事業について一部変更されている程度でございます。大がかりな公園計画の変更はほとんどされてこなかった状況でございました。平成19年にはミシュラン三ツ星を獲得し、今や年間300万人を超えるお客様にお越しいただく非常に人気のエリアとなっております。

この国定公園の特徴は（2）にまとめさせていただいておりますように、3つ挙げられます。

1つ目は、都心から非常に近いエリアで山岳の自然に触れ合えるということでございます。

2つ目は、暖温帯と冷温帯の境目に位置し、非常に多様な風致景観と生物環境を有するというところでございます。

3つ目は、薬王院が存在し、山岳信仰の場としての文化が見られるというところでございます。

こうした特性を持ち、指定されているところが今どういう利用状況かということ（3）にお示しいたしました。非常に利用形態も多様化しております。登山、ハイキングだけでなく、参拝だけを目的とした方もいらっしゃいますし、最近ではトレイルランニングなどの利用も非常に多い状況となっております。利用者数は著しく増加傾向にございまして、平成21年には400万人という記録も樹立したところでございます。

土地の所有の状況ですが、6割弱が林野庁所管の国有林でございます。1割弱が都有地となっております。社寺有地、薬王院さんですけれども、これも同じくらいございます。そして、残りがその他の私有地でございます。私有地はほとんど第3種特別地域ということで、比較的農林業等との両立が可能なエリアとなっております。

そのほか、保安林ですとか鳥獣保護区、文化財など、ほかの法規定で守られているものがダブルでかかっているというような状況になっております。

こうした指定状況の国定公園で、具体的に規制計画や施設計画、先ほど御説明差し上げたものが高尾の中ではどうなっているのかということ（2）を右側にまとめてございます。

まず「規制計画」でございます。全域が、何か行為を行うには許認可が必要となる特別地域となっております。第1種特別地域が144ha、第2種が149ha、第3種が577haと、非常に自然が守られることに重きを置いた計画となっております。

一方、どのように利用のための施設計画がされているかというところが（2）にまとめてございます。登山道である歩道は全部で17路線配置されてございます。単独施設といたしましては、展望を楽しんだり、お弁当を広げたりといった園地が10カ所、キャンプのできる野営場が1カ所、動物園として猿園のところ（2）が1カ所、宿舎は薬王院さんの宿坊なんですけれども、これが1カ所ございます。

博物展示施設は、都が設置するビジターセンターのほかに林野庁さんがお持ちの森林館がございまして、高尾では合わせて2カ所が位置づけられてございます。

保護施設である植生復元施設は、昨年見直されました公園計画で全ての地域を対象として初めて位置づけられました。具体の事業内容は未定ですが、先々、鹿などによる獣害対策を打つ必要が生じることも視野に入れ、計画されたものでございます。

なお、トイレは個別に決定するものではなく、園地や歩道の附帯施設という形で計画決定されております。

おめくりいただきまして、次のページに今、御説明差し上げました各施設がどのように配置されているかを図でまとめましたので御確認いただければと思います。左上が登山道である歩道、右上が園地ですとか、野営場などの施設、左下がまだ今のところどういうものを作るかという具体性はないのですけれども、保護施設ということで全域にかかっております。代表的な施設につきまして、写真を右下に挙げさせていただいております。

以上が、明治の森高尾国立公園の概要でございます。

続きまして、本日の本題であります事業決定の概要説明をいたします。資料1－3、「明治の森高尾国立公園事業決定について」を御覧ください。

まず、国立公園における事業実施の流れを最初にお示ししてございます。公園計画は、国立公園の場合、環境大臣が中央環境審議会を経て決めることとされております。

その次の段階として、事業決定という手続が必要です。具体的な整備箇所、区域、整備内容、事業主体を決めますが、国立公園の公園事業については審議会に諮った上で都道府県知事が決定することになっています。

最後に、細かい仕様ですとか時期などにつきまして執行協議を行った上で事業を行うこととなっています。東京都が登山道を整備するときに交付金を国から受けるには、事前にこの事業決定がされていることが必要となっています。

続きまして、今回事業決定を行う背景を御説明いたします。先ほど資料1－2で御説明差し上げましたように、昭和42年の指定計画決定以降、ほとんど大きな計画変更はございませんでしたが、昨年度、50年ぶりに国で国立公園計画が変更されたところでございます。

変更概略を3つにまとめました。自然公園の計画は都市計画などとは異なり、2万5,000分の1という非常に粗いスケールで、あの辺、この辺という形でいろいろな施設が決められます。指定当初はさらに粗い文言で、区域につきましては川のここの境というような決め方をされていたのですけれども、2万5,000分の1とはいえ、地形や土地境界を一度きちんと精査して規制種別の区域をはっきりさせたというのが国の計画変更の1点目でございます。

2点目ですが、今回新たに計画に位置づけたものがあります。昭和42年の最初の計画以降、これまでケーブルカーなど自然公園施設として位置づけられていないものがございました。今やケーブルカーはお越しいただくお客様には欠かせない足の一つとなっていますし、これはやはり公園の豊かさを守ると同時に、お使いいただくには必要不可欠な施設だということ

で、50年ぶりの見直しの中でこうしたものが自然公園施設として位置づけられたところがございます。同じように、園地としての整備が期待できるため取得した都市地なども計画に位置づけられたところです。

3点目が、そうした全体的な見直しをする中で、当初決定していたルートでも不人気で全く使われていなかったり、あるいは雨水などで削られて危険になってしまったようなルートなどは削除して、逆に計画していなかったルートでも皆さんがお使いになっている人気ルートなどで、かつ地権者さんの御了解をいただけているようなところは代替ルートとして追加したというような変更もなされたところがございます。

こうして、国により上位計画の変更がされたことを受けて、今回事業決定をする必要が生じております。右の「事業決定一覧」とあわせて御覧ください。左側の2番から下の(1)～(4)になりますけれども、この4つに分けられます。

(1)に当たりますのが、今回の公園計画の見直しの中で新規に位置づけられた公園事業でございます。今回は園地が1カ所、索道、これはケーブルカーとリフトですけれども、これ一式でございます。それから、霞台動物園のところも初めて自然公園施設に計画上、位置づけられましたので、これも事業決定しておきたいと考えております。博物展示施設であるビジターセンター、これも今回園地の附帯施設ではなく独立した施設として計画決定されましたので、今後の改修に向けては事業決定をしておく必要があるものでございます。

次に、(2)です。そもそも公園計画にも位置づけていたけれども、事業決定をとっていなかったというものについて、今後整備・改修を予定することが考えられているものについては、今回の機会に合わせてきちんと事業上の決定をとっておこうと考えているものでございます。それが、園地1カ所、小仏城山園地でございます。

(3)は、去年の公園計画の見直しの中で利用に不適であるとして廃止されてしまったものについては、計画が廃止されたことを受け、事業も廃止しなければいけないため廃止するものでございます。これは、園地1カ所と歩道が1路線、その対象となっております。

(4)は、計画の中でルートに一部変更があったもので、計画との整合をとる必要があるものについても今回あわせて事業決定の手続を経ておく必要があるということで、それは園地1カ所と歩道6路線になります。

以上の14件が、御審議いただく対象となります。右側の表でまとめてございますが、表にございますように誰が事業主体になるのかということもあわせて明確にして決定するものでございます。

次の資料１－４、１ページから３ページ、A4の図面がございますが、ここに今、御説明差し上げたものを施設別の図として添付してございます。資料１－２の２枚目で施設の計画状況の図を御確認いただきましたけれども、今回この資料１－４はその計画に対し、今回の事業がどれに当たるのかというものを色別にお示ししたものとなっております。

緑色は今回変更があったり、あるいは新規に決定されるもの、黄色が廃止対象となりますので、今回はこの緑色と黄色が御審議いただく対象となります。水色は過去、事業決定を既にしておりまして、引き続き事業を継続するため、今回の審議対象とはならないものでございます。赤は、計画はありますけれども、土地所有者の御意向ですとか、あるいは事業主体等の各種調整にまだ時間を要するために、今回は事業決定しないものとなっております。

なお、赤いものの中でも登山道や野営場につきましては林野庁が農林水産省の事業の一環で既に自然公園事業に準じた形で整理を行っているものもございまして、高尾の施設につきましては相当の部分が既に利用可能な状況にはなっておりますということをあわせて御報告させていただきます。

資料１－５を御覧ください。表紙がついている資料ということで、中はカラー刷りのものとなっております。今回、審議対象案件の14件につきまして、１件ごとに詳細の図面と写真をお示ししているものでございます。資料１－３の表の番号と、資料１－５のページ番号はリンクしている状況となっております。

１ページ目から５ページ目までが、新規の決定施設でございます。６ページ目に薬王院・仏舎利塔裏線と、もう一つが神変山園地のところですが、これについて廃止案件は１枚にまとめさせていただいております。

それで、７ページ目から後ろの部分が、ルート等につきまして一部変更がある施設となっておりますので御確認ください。

その後ろについております資料１－６につきましては、今まで御説明差し上げたものに関しまして法令上、示されております様式の形にしてまとめてあるものでございます。内容はこれまで御説明差し上げた中身になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

今回は、これまで放っておかれた計画について国が50年ぶりに実情に合わせ、見直しを図ったことにより、事業決定の手続が必要となったものがほとんどという状況でございます。

駆け足でございましたが、説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○村山会長　ありがとうございました。この件につきましては、計画部会において御審議を

いただいておりますので、その結果につきまして亀山部会長より御報告をお願いいたします。

○亀山委員 それでは、諮問第428号、明治の森高尾国定公園の事業決定につきまして、計画部会での審議結果を御報告いたします。

諮問内容の事業決定案につきましては、ただいま自然公園担当課長から御説明がございましたので省略させていただきます、計画部会での審議内容につきまして御報告申し上げます。

本件につきましては、平成27年の12月24日に計画部会を開催いたしました。部会では7人中6人の委員で現地調査を行い、同日審議をいたしました。

審議の内容ですけれども、今回の事業決定につきましては昨年度、環境大臣が見直しをした公園計画に基づいて東京都が現場の実情に合わせて事業決定をし、事業を進めていくということでありましたので、賛否を問うということは特にございませんでした。

先ほども御説明がございましたように、公園事業といいますのは公園に必要な歩道とケーブルカーといったような施設を整備していくときに事業決定をするわけで、もともと公園計画というものがあります。その計画に基づいて事業決定をして、それで事業に着手していくという途中段階に必要な事業の決定ということでございますので、その計画に従って都としての事業決定を行うということになっているわけでございます。

この部会におきましても、事業決定の必要性についての御質問がございました。これに関しましては今、申し上げましたように国定公園の事業を執行するために前段階として計画に基づく事業決定の手続が必要だということでございましたので、これにつきましての御説明をさせていただいたわけでございます。

そのほかには、高尾山のあるべき自然環境についての普及啓発とか整備、あるいは材料選定における環境の配慮、または入山料ですとか、さまざまな意見を活発に交わすことができました。

繰り返しになりますけれども、本会の事業決定は公園計画の変更に伴ってそれに整合させるということでございまして実態に合わせた案件でございますので、部会の皆様にはこの点につきまして適当であるという御意見をいただきました。

お手元の事業決定書案は、計画部会においても承認されたものでございますので、適当であると判断しております。

以上、本件につきまして計画部会からの報告をさせていただきました。以上でございます。

○村山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明、亀山部会長からの部会報告等を踏まえまして御審議をお願いいたします。発言のある方は、どうぞ挙手をお願いいたします。

では、どうぞ。

○米倉委員 御説明ありがとうございました。私もこの高尾山についての専門の方に御意見を伺いまして、基本的にはこの国の計画も、また今回の事業内容についても高尾山の保全を考えての施策だということで反対するものではないと御意見をいただいております。

この事業決定とは少しずれるかもしれないですけども、これまでこの高尾山についてイノシシが植生を荒らしてきたとかあると思うのですが、こういうことについてかなり努力されていると伺っておりますし、また、ボランティアの皆さんの努力もあって高尾山はごみが少なく環境保全されているとも伺っております。

ただ、登山者が御説明では400万とありますけれども、最新の資料では500万人近いということで、これは異常に多いのではないかと。去年、温泉もできたということでますます観光化が進むのではないかとという中で、登山者数の抑制も今後考えなければいけないのではないかとという御意見をいただいております。

確かに、この登山者数というものはこの10年で2.5倍になっていまして、やはり負荷が非常に山にかかっているだろうと思います。踏みつけによる植生への影響など、生態系を守る視点で今回、登山道の整備ということが入っていますが、ぜひ管理を進めていただきたいと思います。

また、これは都の皆さんへの要望になりますけれども、利用者への適正利用のアナウンスや新たな検討が必要でないかということのを少し考えております。特に犬など、ペットと一緒に山に連れて行かれる方がいらっしゃるようで、ケーブルカーにも動物用のゲージが設置されていると聞いております。入山する際にペットを預けられる施設をつくるとか、そういうことも今後検討してもいいのかなということは地元の保護団体の方の御意見を伺って思いました。

実際に、今、山の中で犬などの排泄物が確認されるということもあるようで、野生動物に病気をうつす可能性も否定はできないということで、今後こうしたことも考えていただければと、要望として述べさせていただいて終わらせていただきます。

○村山会長 ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○近藤（和）委員 近藤と申します。400万人、450万人という方がこういうところへいらっしゃるということなので、非常に活性化になるとは思います。

ただ、逆に言うと自然破壊にもなりまして、人間はどうしても400万人とか集まるとやはり排泄物、トイレの問題が非常に自然環境では大事になると思います。それで、今トイレのところを少し見させてもらったのですが、説明の中でトイレはどのような処理の仕方をするかというのが少し心配になりました。バイオでするのか、細菌でするのか、いろいろ処理の仕方あると思うのですが、その辺はどのような処理の仕方をするのかというのが質問で、御説明いただければと思います。

○村山会長 その点、事務局はどうですか。

○根来自然公園担当課長 トイレについて、お答えさせていただきます。

トイレは高尾山の中にも何カ所かございますけれども、計画的に整備・改修を進めているところでございます。特に高尾山の場合は、非常に都心から至近ということでの特徴も御説明差し上げましたけれども、比較的、市街地からも近いという中で、薬王院のところまでは地元市さんの御努力によって下水管が敷設されているところでございます。

そうした中、先進的な環境配慮を念頭に置きながらの整備を進めさせていただいておりまして、実は山頂に一番近い大見晴園地の便所につきましては、過去はそれこそ繁忙期は1時間半もトイレに並ぶというようなことで、地元の観光協会の御尽力もあって仮設トイレを増設してまで対応してきました。

ここのトイレを下水管につなげる、かつ、地形の壊変を伴わずに済む最新型の排水管、地形に沿った形で敷設できる排水管というものを山の中に回させていただく。そうすれば、土を掘ったり、木を切ったりせずに済みます。かつ、ブース数を増やすために平場だったものを、木を切らずにブース数を増やすために2階建てにするというような工夫を重ねまして、トイレの改築を進めました。

そうしたことで混雑も解消され、これが昨年、創設されました日本トイレ大賞を受賞するというようなトイレの整備もさせていただいております。

このほかにも、計画的に老朽化したもの等から順次改修を重ねてございますので、御指摘のとおり多くのお客様にお越しいただくと同時に、快適に使っていただいて負荷にならないような形で、今後ともトイレの管理等に努めてまいりたいと考えております。

○近藤（和）委員 ありがとうございます。安心いたしました。大賞ということですからいいことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○村山会長 ほかに御発言をどうぞ。

○金井委員 金井です。高尾山というのはやはり都民にとっては非常に親しみのある自然で、

私も何回登ったかわからないですけども、2つほど質問があります。

1つはこの廃止の神変山園地ですけども、これは公園事業としては廃止ということであっても現地に広場としては残るのでしょうか。広場として残っていると、一般で来訪者が入っていくとあれば、これは公園施設かなと思ってしまうと思うのですけれども、その辺はどういうふうになるのかということです。

それから、もう一つは先ほど米倉委員からお話があったことと関連するのですけれども、まず高尾山の一番重要なところはやはり高尾山の自然環境だと思うのですが、そこに関してモニタリングのシステムがどうなっているのか。大雪の後に登ったら山頂の木がかなり大きく切られていて、これは雪で折れたのを整理したにしては随分大きく切られているなと思ったんですね。実際に森林なりの自然環境の保全とか管理計画と、それからそれがもともになる自然のモニタリングの体制ですね。その辺は、高尾山などはどうなっているのか。

先ほど、人の影響等を含めても、それを見ていくための調査の体制が必要だと思うのですけれども、そのあたりはどういうふうになっているのか聞かせていただければと思います。

○村山会長 事務局から簡潔にお願いします。

○根来自然公園担当課長 答えいたします。

1点目の神変山園地のところでございますが、これは林野庁さんがお持ちで、林業で殉職された方の慰霊碑等があるために、今回、一般の利用に供するにはふさわしくないということで計画変更、廃止されたものでございます。

そうしたものにしましては、土地所有者さんがそこには普通に入っていけないようにきちんと閉鎖をするというような意思表示を現地で行うということで調整は済んでございますので、今後そうした形で一般の方が迷われることはないことを確認させていただいております。

2点目でございます。モニタリング等につきましては、非常に高尾に関しましては自然環境に関する研究が進んでいたり、文献も多い中、貴重な部分等に関しましては東京都のレンジャーという職員を配置しておりますけれども、彼らが日々巡回をして確認をしているというような状況でございます。

御指摘の山頂近い部分の木が伐採されているところは雪ということではなく、これもきちんと高尾山の景観管理計画の中で、昔から指定の理由に山頂の眺望ということがございましたので、その計画に沿って切っているところは一部でございます。以上でございます。

○金井委員 ありがとうございます。山頂を切ったのは多分、景観かなと私も思ったんですけども、実際に行ったとき、そういった説明等が少しわかりにくいんですね。見て経緯

がわかっていると想像するというような状況だったので、その辺を含めて管理の中、あとはビジターセンターなり、新しくできた八王子の施設でしょうか。ああいったところを出して行っていただければと思います。

それで、そこに基づく部分ですけれども、レンジャーさんの巡回はもちろんされているのですが、やはり植生に関してとか、それから動物相について、定量的な調査に基づいた形での管理体制といったものはぜひお願いしたいと思います。

既に国の調査でモニタリングサイト1000の森林・草原の調査ポイントになっていて、鳥とか若干の植生の記録はあったりしますし、実際に日本野鳥の会東京では毎月探鳥会が行われていて、他にいろいろな観察会をされている方のデータもあると思うので、そういったものをまとめて自然の状況を見るような場の設定が必要だと思うんですね。

その辺は、レンジャーさん中心に環境の状況を評価するような場の設定を何かつくって、定期的に行われていくような体制をとっていただいて自然環境の管理といったものをやっていただけると非常にうれしいと思います。

○村山会長 御要望ですね。

○金井委員 はい。

○村山会長 わかりました。ほかに御発言いかがでしょうか。どうぞ。

○北沢委員 北沢と申します。8 ページで日影沢線は削除となっているのですが、これで少し質問したいのですが、高尾山は山頂までの人数と、その裏高尾の人数と全く人が違いますね。万が一のことを思うと、やはりエスケープルートというのはある程度残しておいていいかと思うのですが、この日影沢線は結構バスを利用する方も多くて、削除というのは少しあれなのですが、道標とか何かはこれは通ることはできて、通行禁止という意味ではないということで理解してよろしいのでしょうか。

○村山会長 その辺の取り扱いはいかがですか。

○根来自然公園担当課長 お答えさせていただきます。

この日影沢線に関しましては、以前から事業者が一部未定ということで過去決定されていたものなのですが、一部公園計画に位置付けられていた歩道は、実際には通るのが難しく、今回計画にはふさわしくないということで削除しており、それで、迂回路についても人が通ってくださっているところはあるのですが、そこについては、私有林だったり、競売にかかっていたりするという土地事情のような場所がございますので、そのあたりは引き続き私どもとしても自然公園事業としてつながるようにはしていきたいと思うのです。

が、実態としては多少いざというときにはエスケープルートとしても使える状況にはなっています。

今ここに示してございます起点、終点までの赤い線のところは実際に林道として通行可能になってございまして、自然公園事業としてはそこにきちんと案内板を出すような対応で皆様の利用に供していきたいと考えております。

○村山会長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○山崎（晃）委員 山崎と申します。御説明ありがとうございました。

4 ページの大見晴博物展示について少しお伺いしたいと思います。今、高尾は利用者数も増えてということでもとてもうれしいことなのですが、以前、麓には東京都の博物館があったわけですが、それがなくなってしまった現状としてはこの博物展示というのが多分、唯一、利用者に対して都として情報発信できる非常に意義のある施設だと思うのですが、これが今後どのように発展していくのか。

例えば、今ここに書かれているところだと、情報を発信するというのはあるのですが、情報収集するという意味で、先ほどの御質問にもありましたが、モニタリングですね。そういうことをその機能として合わせ持つことができれば、例えば私の専門でいえば鹿みたいなものの侵入とか、そういうものをきちんと把握していつ、かつそれを利用者に還元できると思います。

そこら辺は将来的な部分も入ってくるとは思いますけれども、この大博物展示館と言うのでしょうか、ビジターセンターでしょうか、どう発展的に維持されていくかということについて何か御意見があれば、お考えがあれば少しお伺いしたいです。

○村山会長 事務局から何かありますか。

○根来自然公園担当課長 計画部会の中でも、実は下の八王子市さん、その前は東京都の教育庁の施設だった博物館と連携をとるようなことを今後努めていってはいかがかという積極的な御意見をいただいたところですので、そういった貴重な御意見を念頭に置きながら今後事業についてしっかりやっていければと考えております。

○村山会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見は出尽くしたようでございますので、ここで皆様にお諮りをしたいと思います。本件につきましては、本審議会として計画部会長の報告のとおり適当であると認めて知事に答申をいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村山会長　ありがとうございます。

それでは、諮問第428号「明治の森高尾国定公園の事業決定」につきましては、本審議会として適当であるということで答申をいたします。事後の手続きにつきましては、事務局でよろしく願いをいたします。

続きまして、諮問425号「新島村字瀬戸山の温泉動力の装置」について、それから諮問第426号「港区高輪の温泉掘削」について、そして諮問第427号「千代田区大手町の温泉動力の装置」について、この3件の審議に入ります。

審議に先立って、事務局から報告がございます。

○及川計画課長　資料の枝番2の資料の取り扱いについてお願いがございます。

資料の枝番2、「地質柱状図・ケーシング図」は事業者のノウハウ的な性格が強く、また、作成された図面は著作物として取り扱われておりまして、企業の生産技術上、または販売上の情報でもあることから、東京都情報公開条例第7条第3号の非開示情報に該当いたします。したがって、これらにつきましては非開示として取り扱いをいたしますので、皆様におかれましてはよろしくお願いいたします。

○村山会長　ただいま事務局から、本日の資料等の取り扱いについてお願いがございましたけれども、そういう取り扱いでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○村山会長　ありがとうございます。

それでは、事務局より事案の説明をお願いいたします。

○関水環境課長　環境局自然環境部水環境課長の関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、諮問案件の御説明をさせていただきます。今回の諮問案件は、動力の装置が2件と掘削が1件でございます。御説明の流れとしましては、まず事務局よりお手元の資料2から4の枝番1－1、申請概要を3件一括して御説明をさせていただきます。その後、田中温泉部会長より下の二重線の枠内の2．各許可基準への適合状況と、3．温泉部会における審議内容について3件一括して御説明をさせていただきます。

まず、諮問第425号「新島村字瀬戸山の温泉動力の装置」について御説明をいたします。資料2－1を御覧ください。

申請者は新島村、目的は既存の温浴施設と宿泊施設に浴用として供給すること、申請地は新島村字瀬戸山でございます。申請地は、新島間々下浦の海岸から約50メートルに位置して

ございます。

当温泉につきましては、現在、使用中の井戸の後継として平成27年2月6日付で掘削を許可され、工事は平成27年9月30日に完了しております。

「温泉の現況」といたしましては、深さ49.65メートル、取水深度は35.0メートルから48.7メートルの間の全長13.7メートル、泉温は78.5℃、泉質はナトリウム―塩化物強塩温泉です。

なお、当温泉井戸の構造について補足の説明をいたしますので資料2-2を御覧ください。中央に構造図と書かれた項目がございますが、これは当井戸の断面図を示しております。当井戸では、予定していた取水深度からは目標とする泉温を得られる見込みが低いことから、ケーシングのさらに内側に内挿管という管を挿入した上で、深度35メートルの部分でケーシングと内挿管の管に遮水を施す措置をとりまして、深い部分から出る高温の温泉水だけを取水する構造となっております。

資料2-1に戻りまして、申請する動力について御説明をいたします。

出力は7.5キロワット、吐出口断面積50.24平方センチメートル、吐出量は毎分240リットルです。

「揚湯量」は、日量337立方メートルを予定しております。

利用施設については、図2を御覧ください。赤丸で示しました既存の3カ所となります。いずれも村営の施設で、湯の浜露天風呂、地域休養施設は日帰り温浴施設、温泉ロッジは宿泊施設でございます。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有。周辺の概況といたしましては図3にありますように、現在、稼働中の間々下温泉2号井から約4メートルの距離にあります。

周辺に住居はございません。周辺1キロメートル以内の状況については、既存源泉や井戸、湧水への配慮が審査基準となる場合がございますので御説明をいたします。

水道水源井戸や、水道未給水地域の生活用井戸といった配慮を要する井戸はございません。また、環境の保全のため、重要な役割を持つ湧水として新島村が地域指定、または判断している湧水はございません。

なお、島しょ地域につきましては地盤沈下を引き起こす地質構造ではないことなどから、一日の揚湯量の制限や源泉間の距離制限の審査基準は適用されません。

本申請の概要は、以上でございます。

それでは、次の案件に移ります。諮問第426号「港区高輪の温泉掘削」について御説明をいたします。資料3-1を御覧ください。

申請者は株式会社プリンスホテル、目的は既存の宿泊施設へ浴用に供給すること、申請地の住所は港区高輪三丁目でございます。申請地は品川駅から北西におよそ500メートルの地点に位置し、周辺は西に向かって登り勾配の土地となっております。

工事内容は、掘削口径が199.9mmから102.3mm、深さ1,700メートル、施行方法はロータリー式垂直掘削です。

「利用計画」でございますが、図3を御覧ください。右側にさくらタワーと書かれております既存の宿泊施設の大浴場に供給をする予定です。

揚湯量は、日量89立方メートルを予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者の所有。周辺の概況といたしましては、申請地は所有する宿泊施設の中庭に位置しており、周囲は宿泊施設、会議場に囲まれています。

周辺1km以内の状況ですが、既存源泉はございません。また、水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。また、港区及び隣接する品川区が重要な湧水として指定する地域等はございません。

なお、湧水の箇所といたしましては図2の緑の「◎」でお示しをしましたように、港区内で4カ所確認されておりますが、これは地元区で指定する湧水等ではございません。

本申請の概要は、以上でございます。

それでは、次の案件に移ります。諮問第427号「千代田区大手町の温泉動力の装置」について御説明をいたします。

資料4-1を御覧ください。申請者は三菱地所株式会社、目的は新設の会員制スポーツクラブ及び宿泊施設の共同浴場の浴用に供給すること、申請地の住所は千代田区大手町一丁目、同二丁目。申請地は大手町駅に北側に位置し、日本橋川、及び首都高速道路に面しております。

こちらは、再開発事業により換地が行われるため、申請地番が複数で表示されております。当温泉の掘削につきましては平成25年1月8日付で許可され、工事は平成26年6月10日に完了しております。

動力の装置につきまして、平成27年2月6日付で日量70立方メートルを揚湯する計画で許可が下りておりますが、その後、申請者から東京都に利用想定人数の変更等により揚湯量を増量したい旨、相談がありました。その場合、温泉資源保護の観点から、再度審議会で審査をしていただく必要があるため、今回の再申請に至っております。

続きまして、「温泉の現況」に移ります。深さは1,500メートル、取水深度は1,120メートルから1,500メートルの間にストレーナーが断続的に入っており、その全長は152.6メートル、泉温は36.5℃、泉質は含よう素ナトリウム-塩化物強塩温泉です。

申請する動力は、出力2.2キロワット、吐出口断面積12.56平方センチメートル、吐出量は毎分90リットルです。

「揚湯量」は、日量118立方メートルを予定しております。

利用施設につきましては、図3を御覧ください。新設するフィットネスクラブの入るオフィス棟及びホテル棟、それぞれの共同浴場を予定しております。

申請地周辺の状況でございますが、土地は申請者を含む複数の者により所有権が共有されており、他の所有者からは本申請にかかる工事を行うことについて承諾済みでございます。

周辺の概況としましては、写真②にありますように同一敷地内に非常災害用井戸及び水井戸が併設されております。

周辺1キロメートル以内の状況ですが、水道水源井戸等、配慮を要する井戸はございません。また、千代田区が重要な湧水として指定する地域等もございません。

本申請の概要は、以上でございます。

以上、今回御審議をいただく3件の諮問案件につきましてまとめて御説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○村山会長 ありがとうございます。この件につきましては温泉部会において御審議をいただいておりますので、その結果につきまして田中部会長から御報告をお願いいたします。

○田中委員 温泉部会長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

これから御説明いたします諮問第425号から第427号の3件につきましては、平成27年12月25日の第3回温泉部会において審議を行いました。私からは、先ほど事務局からも御説明がございましたとおり、各資料の左下の二重の枠内に示しました2. 各許可基準の適合状況と3. 温泉部会における審議内容について御説明いたします。説明の中で、参考資料3-1から3-3も使いますので御覧いただきたいと思います。あわせて御用意ください。

それでは、初めに資料2-1を御覧ください。諮問第425号「新島村字瀬戸山の温泉動力の装置」について、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明します。

まず(1)の「既存温泉への影響を及ぼさないこと」についてですけれども、参考資料の3-1を御覧ください。これは「温泉に係る地盤沈下対策及び適正利用について」、島しょ部と山間部を除く都内地域における掘削深度と制限距離との関係を示したものでございます。

本案件につきましては島しょ部であり、地盤沈下を引き起こす地質構造ではないことなどから、当基準は適用されません。

次に、（２）の「水道水源井戸等及び湧水指定地域等への影響を及ぼさないこと」についてですけれども、これに関しましては参考資料の３－２を御覧ください。これは「温泉掘削・動力許可に関わる井戸・湧水の取扱いについて」、当審議会の温泉部会で取り決めたものでございます。

申請地の周囲1,000メートル以内に水道水源井戸、または水道未給水地域における生活の用に供する井戸、並びに環境の保全のために重要な役割を持つ湧水として区市町村が地域指定、または判断している湧水があるかどうかを調査し、その影響の有無を審査するという内容であります。

資料２－１の図２を御覧ください。当申請地の周囲1,000メートル以内には、基準に該当する水道水源井戸や区市町村が指定する湧水指定地域等は存在しておりません。そのため、本案件につきましてはこの基準は適用されません。

最後に、（３）の「温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であること」についてですけれども、参考資料３－３を御覧ください。この基準は地盤沈下防止の観点から、島しょ部と山間部以外の地域において吐出口断面積及び一日の揚湯量を規制しております。本案件につきましては島しょ部であり、地盤沈下を引き起こす地質構造ではないことから、当基準は適用されません。

そのほか、部会での審議内容としましては、温泉井戸稼働後のモニタリングについて、温泉井戸の遮水状況を確認するために、電気伝導度を含むモニタリングを適切に実施するよう望むとの意見がございまして、これに対して事業者からの了承を得ております。

以上のことから、温泉部会では「新島村字瀬戸山における温泉動力の装置」について許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料３－１を御覧ください。諮問第426号「港区高輪の温泉掘削について」、温泉掘削許可基準の適合状況などを御説明します。

掘削許可基準の（１）及び（２）は、先ほどの動力の装置許可と同様の基準であります、（３）は掘削時の可燃性天然ガスによる災害防止のために、温泉法の施行規則等で定められている基準となっております。

（１）の「既存温泉への影響を及ぼさないこと」についてですけれども、当温泉は500メートルより深く掘削する予定であるため、制限距離は1,000メートルとなります。当温泉につい

ては、周囲1,000メートル内に既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

次に、（２）の「水道水源井戸等及び湧水指定地域等に影響を及ぼさないこと」についてですけれども、当申請地の周囲1,000メートル以内には基準に該当する水道水源井戸や、区市町村が指定する湧水指定地域等は存在しておりません。そのため、本案件につきましては当基準は適用されません。

なお、資料３－１の図２に示しますとおり、湧水は港区内で４カ所確認されております。

ここで、資料３－２を再び御覧ください。温泉井戸のケーシングの予定図が記載されております。予定している取水深度は1,200メートルから1,650メートル付近の網掛けで、２カ所書いている部分となります。

一方、湧水が湧出する透水層は地表近くですので、深度が大きく異なっております。

また、図では灰色で塗られている地上から400メートルの深さまでは、ケーシング管の周囲にセメントによる遮水を施し、浅層地下水の流入を防ぐ計画となっております。

これらのことから、当温泉の掘削が周辺の湧水に影響を与えるおそれは非常に低いというふうに考えます。

資料３－１に戻りまして、最後に（３）の温泉法に定める可燃性天然ガス対策についてですけれども、当申請は敷地境界から掘削地点までの８メートルの距離の確保や、ガス噴出防止装置の設置など、温泉法等に基づき、適切に措置を講ずる計画であり、基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審議内容としましては、温泉井戸稼働後のモニタリングについて、電気伝導度を含む温泉井戸のモニタリングを適切に実施するよう望むとの意見がございまして、これに対して事業者からの了承を得ております。

以上のことから、温泉部会では「港区高輪における温泉掘削」について許可相当と判断いたしました。

続きまして、資料４－１を御覧ください。諮問第427号「千代田区大手町の温泉動力の装置について」、温泉動力の装置許可基準の適合状況などを御説明します。

まず、（１）の「既存温泉への影響を及ぼさないこと」についてですけれども、当申請の井戸深度は500メートルより深いため、先の案件と同様、既存温泉からの制限距離は1,000メートルとなります。申請地の周囲1,000メートル内には既存温泉は存在しないため、当基準に適合していることを確認いたしました。

次に、（２）の「水道水源井戸等及び湧水指定地域等への影響を及ぼさないこと」についてですが、当申請地の周囲1,000メートル以内には基準に該当する水道水源井戸や区市町村が指定する湧水指定地域等は存在していません。そのため、本案件につきましても当基準は適用されません。

最後に、（３）の「温泉動力の能力及び揚湯量が審査基準内であること」についてですが、その審査基準を色分けしたものが図１でございます。

申請地は、吐出口断面積が 21cm^2 以下、一日当たりの揚湯量が 150m^3 以下の規制基準地域となります。当申請の計画では、動力の吐出口断面積、揚湯量ともに基準に適合していることを確認いたしました。

そのほか、部会での審査内容としましては、揚湯量管理に役立てるために温泉井戸のモニタリングを適切に実施することを望むといった意見がございまして、このことについて事業者から了承を得ております。

以上のことから、温泉部会では「千代田区大手町の温泉動力の装置」について許可相当と判断いたしました。

以上で、私からの報告とさせていただきます。

○村山会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明、それから田中部会長からの部会報告を踏まえまして審議をお願いいたします。発言のある方は、挙手をお願いいたします。どうぞ。

○米倉委員 米倉です。御意見だけ申し上げたいと思いますけれども、やはり地盤沈下や環境を守る立場からは、温泉掘削については規制を抜本的に強化することが求められているのではないかと考えております。そうしたときに、諮問の第426号港区高輪の申請は、プリンスホテルが既存宿泊施設に温泉を供給したいとするもので、限りある資源である温泉を既存ホテルの利用価値を上げるために掘削することには反対だと申し上げておきたいと思います。

また、諮問の第427号千代田区大手町についても、三菱地所によるスポーツクラブや施設利用者の温泉利用だということで、同じ理由で反対と申し上げさせていただきたいと思います。以上です。

○村山会長 どうぞ。

○保坂委員 世田谷区長ですけれども、この都内の２つのバックグラウンドについての質問です。

例えば今、災害対策で病院等に緊急時の医療器具を洗浄するような深井戸を設置したいと

というようなことを計画したり協議をしたりしている中で、厳しく規制をされていてなかなか進まない現状があります。

いわば、地盤沈下対策のこの環境上の規制があるということで、そういったことも進んでいない現状があるのですけれども、地盤沈下は実際ここ近年の状況はどのようなになっているのか。そのあたりを、少し都から説明してもらいたいと思います。

○関水環境課長 ただいまの御質問でございますが、近年の都内の地盤沈下につきましては沈静化をしていると認識をしてございます。

○保坂委員 沈静化をしているということを、もう少し詳しく言っていただけないでしょうか。つまり、全く沈んでいないということなののでしょうか。

○関水環境課長 過去には、1年間に10センチ、20センチ沈んだ地域、年もございますけれども、それは高度成長期の頃の話でございまして、その後、国の法規制ですとか、都の条例による規制が功を奏しまして、その後、近年では沈下が1センチ、2センチの幅にも満たないような変動量でございます。

○保坂委員 これは、意見として述べておきたいと思います。温泉そのもののことではないので申しわけないのですが、災害対策上の措置が非常に問われていて、病院に医療器具洗浄用の井戸をつくるなどというのは絶対にやらなければいけないことなのですが、そういったことがなかなか地盤沈下対策上、進まないということで規制が続いている。

一方では、地下水が小田急線の地下化の工事などでは大変豊富になっていて、そのために工事がかなり難航化しているというようなこともあるので、こういった点は改善をしてほしいという意見だけ述べておきます。

○関水環境課長 事務局から、少しよろしいでしょうか。

○村山会長 本件については当自然環境保全審議会のテーマではないわけですが、もし事務局から何か御発言があればどうぞ。

○関水環境課長 若干、補足させていただきたいと思います。

ただいま、病院等においての非常時対応というような御意見もございましたけれども、条例上、非常災害時に使用する井戸につきましては環境確保条例の規制対象外ということになっておりますので、そういった御説明をこれまでさせていただいているところでございます。

また、地盤沈下対策の部分につきましては、これまで高度成長期に大分、地下水の揚水が激しく起こったということで沈下をしたのですが、それから地下水の水位が大分、回復してきたということはございますけれども、過剰な揚水が行われますと地盤沈下が起き得る可能

性が十分にあるということで、引き続き規制をさせていただいているということでございます。以上でございます。

○村山会長 ほかにいかがでございましょうか。

○金井委員 高輪の件に関してですけれども、これを見ると計画地が結構いい森林緑地になっているようです。この品川駅周辺は森林緑地は非常に少なく、かなりここは貴重かと思うのですが、ここでの掘削とか、あるいはその先、温泉動力設置ということになった場合に、この緑地の樹木がどうなっていくのが気になっています。

それと関連して、港区の環境保全条例なり環境計画との関連で、この緑地の扱いの中での温泉掘削というのがどのように位置づけられているのか、少し気になったのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○関水環境課長 ただいまの御質問でございますけれども、こちらの緑地につきましては公的な規制等がかかって保護しなければいけないという種類の緑地ではございません。

それで、こちらは温泉掘削の際に一部、樹木の伐採等はございます。ただ、温泉の井戸を設けるために必要最低限のところは伐採したままという必要性はございますけれども、それ以外のところにつきましては8割以上、伐採した面積を植樹等いたしまして回復を図ると事業者から聞いております。

○村山会長 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、御意見は出尽くしたようでございますので、ここでお諮りをいたしたいと思えます。

まず、諮問426号、それから427号の2件につきましては反対意見がございましたので、個別に採決をしてまいりたいと思えます。

なお、臨時委員の方は、東京都自然環境保全審議会規則第5条第2項の規定に基づきまして、議事に関係のある温泉部会の臨時委員、近藤委員、益子委員のみ採決に加わることになりますので御了承をいただきたいと思います。

まず、諮問426号「港区高輪の温泉掘削について」でございますけれども、反対の方は挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○村山会長 反対少数と認めます。

次に、諮問第427号「千代田区大手町の動力温泉の装置について」でございます。これについて、裁決を行う前に一言だけ申し上げますと、先ほどの反対意見については、やや私ども

の審議会の設置目的である、都における自然の保護と回復に関する重要な事項を調査・審議するためという目的とは少し違う観点からの御意見であったかのように思っておりますので、その点については皆様、採決に際してはよろしく御勘案のほどお願いをいたします。

それでは、本件につきまして反対の方の挙手をお願いいたします。

(反対者挙手)

○村山会長 反対少数と認めます。

それからもう一つ、425号の「新島村字瀬戸山の温泉動力の装置について」は、温泉部会長の御報告のとおり許可相当であると認め、知事に答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○村山会長 それでは、今の件も含めまして、諮問第425号「新島村字瀬戸山の温泉動力の装置について」、諮問第426号「港区高輪の温泉掘削について」、そして諮問第427号「千代田区大手町の動力温泉の装置について」につきましては、本審議会として許可相当であるということで答申をいたします。事後の手續につきましては、事務局でよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定をされている全ての案件の審議は終了いたしました。

そのほか、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○及川計画課長 特に連絡事項等はありません。御審議ありがとうございました。

○村山会長 本日は、活発な御審議どうもありがとうございました。これをもちまして、「第134回東京都自然環境保全審議会」を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 1 6 分閉会)